

山形大学小白川キャンパス正門前デジタルサイネージ要項

募集件名： 山形大学デジタルサイネージ掲出（広告）募集について

募集主体： 国立大学法人山形大学（担当：総務部総務課秘書広報室）

公開日 ：2026年4月13日

応募受付：2026年4月以降随時募集しております。

1. 目的

本募集は、山形大学小白川キャンパスの正門脇掲示板に設置するデジタルサイネージを活用し、学生・教職員及び来訪者に対して本学の有益な情報を提供するとともに、学生への職業観の醸成や地域連携・社会貢献を推進し、適切な範囲で広告収入による教育研究環境の充実を図ることを目的とする。

2. 掲出媒体の概要

1 設置場所

山形大学小白川キャンパス正門前

2 台数・画面仕様

1台／55インチ・解像度1920×1080px／縦横比16:9

3 放映時間帯

8時から20時まで

※以下の日を除きます。（20分1サイクル）

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び本学が定める休業日。
- ・入学式、大学祭、入学試験実施日。

4 設置期間

- ・最低掲出契約期間：1か月単位
- ・最長掲出計画期間：1年度（4月1日から翌年3月31日まで）
- ・年度の途中で契約した場合は、契約締結の翌月1日を始期とする。

5 視認対象

学生、教職員、学外来訪者、通行者

3. 募集期間・掲出枠

1 募集期間

随時募集（上限に達し次第、募集を終了します。）

2 募集区分：

一般広告（企業・団体・自治体等向け）

3 掲出枠及び掲出料

① 15秒／1枠（月額12,000円）年間契約の場合は年額12万円

② 30秒／1枠（月額24,000円）年間契約の場合は年額24万円

※ 実際の枠構成・頻度は本学設備負荷・運用状況により調整する場合があります。

※ 契約金額のほかに消費税が加算されます。

4. 応募資格・禁止事項

1 応募資格

以下の事項に該当する企業等であることが必要です。

- ・ 本学から取引停止の措置を受けている期間中の企業等でないこと。
- ・ 許可後、契約書に基づく実施ができる企業等であること。
- ・ 次項の掲出禁止事項に該当しないこと。

2 掲出禁止事項

以下の事項に該当する場合は、掲出は認められません。

- (1) 法令，通達，条例等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第11条に基づいて設定される公正競争規約，公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (3) 責任の所在が不明確なもの
- (4) 内容が不明確なもの
- (5) 事実と異なる内容を含むもの
- (6) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの
- (7) 比較広告
- (8) 懸賞広告及びクーポン付き広告
- (9) 基本的人権の侵害につながるおそれのあるもの
- (10) 宗教的又は政治的内容(特定の政党又は政治団体の宣伝等)を含むもの
- (11) 特定の主義主張を含むもの
- (12) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある内容を含むもの
- (13) 個人，団体又は組織等の名誉，信用，正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの

- (14) 著作権、商標権その他の知的財産を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (15) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (16) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に関するもの及び風俗営業に類似した業種の広告
- (17) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (18) たばこの広告や喫煙を促す広告
- (19) 賭博、ギャンブルに関する広告
- (20) 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- (21) その他広告として掲載等することが適当でないと認められるもの

5. 応募方法（本学広告掲載等規程第 6 条による）

1 提出物

各 1 部（電子データ（画像もしくは動画））

- (ア) 別紙様式 2 「広告掲載申請書」
- (イ) 会社概要（任意様式、沿革・主要取引先・役員体制等）
- (ウ) 「誓約書」
- (エ) 個人情報取扱い同意書（必要に応じて）
- (オ) 広告原稿（画像もしくは動画）

2 提出方法

メールにより提出してください。

3 提出先：

国立大学法人山形大学総務部秘書広報室

住所：〒990-8560 山形市小白川町 1-4-12

E-mail：yu-koho@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

6. 選定

1 選定方法

書類審査を基本とし、必要に応じて質疑応答・オンラインヒアリングを行う。

2 結果通知

総合的に判断し、後日、メールにて通知する。

3 掲載条件の調整

枠数・期間・頻度等は最終調整のうえ決定する。

7. 支払条件

契約期間の掲載料について、本学が指定する期日まで振込をお願いいたします。

- ・機器障害・停電・災害等により放映停止が発生した場合、停止時間相当の延長掲出で調整いたします。
- ・大学の行事・緊急告知により一時的に掲出優先順位が変動する場合があります（代替措置で調整）。

8. 掲出期間・開始日

1. 掲出期間

1ヶ月単位（1日から月末まで）。

○お申し込みで掲載できる期間は、最長12ヶ月となりますが、再度お申し込みいただくことで、掲載期間を延長することができます。

○原則として、広告掲載開始日は当該広告を掲載する月の初日とし、広告掲載終了日は月の末日とします。

2. 開始日

審査通過後の翌月1日から放映開始します。

3. 更新・延長

期間満了前の2ヶ月前までに申請してください。

9. 問い合わせ先

国立大学法人山形大学総務部秘書広報室

住所：〒990-8560 山形市小白川町1-4-12

E-mail：yu-koho@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

TEL：023-628-4008（受付：平日9:00-17:00）